

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業（県営ため池等整備事業（小規模）善僧池地区）計画を平成19年2月21日定めた。

その関係書類を観音寺市土地改良課において平成19年2月28日から同年3月20日まで縦覧に供する。

平成19年2月27日

香川県知事 真 鍋 武 紀